

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
 email: take0shin@gmail.com
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目1-39-102 大私教気付

<目次>

- p.1 第9回組合総会、開催
 p.2 龍谷大学、本給アップを検討
 p.2 関西大学が不開講手当で3ヵ月分に引き上げ
 p.2~3 甲南大学で組合員差別の減ゴマ、撤回せず
 p.4 なんなん集会に参加して

第9回組合総会、開催される

3月15日にエルおおさかで第9回組合総会が開催されました。総会は議長選出、委員長の開会宣言の後、来賓として紅露大阪私大教連書記長、前田東海圏大学非常勤講師組合書記長のあいさつがありました。また、当日に緊急の用事で出席できなかった松村首都圏大学非常勤講師組合委員長のメッセージが読み上げられ、首都圏組合の組合員がこの1年間で大きく増えているなど、首都圏組合の近況が紹介されました。

出席者の自己紹介のあと、2011年度活動総括について書記長から報告があり、定期交渉での成果の一方、争議では近年、団体交渉で解決せず、労働委員会のあっせん、不当労働行為の救済申し立て、労働審判など第三者機関の活用が増えていることが報告されました。また今年度の会計報告について大嶋会計責任者から報告があり、会計責任者の大変さについて参加者から発言がありました。また、議論では組合活動について各大学の中で組合員がだれかわからない、定期交渉がある場合、事前にメール等で連絡がほしい、要求も聞いてほしい等の意見が出されました。

てほしい等の意見が出されました。

その後、今年度の活動方針について報告があり、神戸学院大学、甲南大学などこれまで一度も定期交渉をしていない大学、立命館大学のようにしばらく交渉をしていない大学と積極的に交渉をおこなう、昨年実施した「大学非常勤講師の実態と声2011」のアンケート結果を参考資料としてWEB上で公表する、パート労働者の社会保険加入の条件緩和が予定される中で、文部科学省、厚生労働省との中央交渉を他の非常勤講師組合とともにおこなうなどの方針が出されました。議論の中で、文科省が数年前に非常勤講師の「標準単価」を1.5倍に上げたが、それが非常勤講師給に反映されなかった、結局は助成アップで大学だけが儲かったのではなどの疑問が出されました。

最後に、今年度の執行委員会の選出がおこなわれ、これまでの執行委員に加えて、新たに5人の執行委員が選出され、執行委員の若返りと体制が強化されることになりました。

(文責・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(大私教・江尻)月の午後、水の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

龍谷大学、本給アップを検討

3月21日、龍谷大学と定期団交しました。組合からは三役と組合員2名の計5名が出席しました。組合の要求に対する回答については以下のとおりです。

本給のアップについては、常々、他大学よりも一歩先に行くといっているにも関わらず、他大学に追いつかれている、あるいは追い越されていることをデータを示して交渉した結果、アップについて検討するとの回答を得ました。

その他の検討事項としては、外国語など授業以外に会議をおこなっている場合には会議参加費を支給する、試験監督手当について別途支給はむつかしいので本給アップに組み込む方向で検討する、退職金支給は無理だが感謝金という形で検討をする。また外国語科目については、今後も、予備校など外部にまる投げするようなアウトソーシングは100%ないと確約

しました。新たに設置されたロッカーは、容量は大きくなったが語学担当講師などにとってはまだ小さくプリントやテスト等が入りきらず、仕方なくダンボールや紙袋に入れて壁際に積み上げられている現状なので、当面、せめて希望者だけでも別のロッカーを用意してほしいという要求に善処するとのことでした。

これまでも龍谷大学は控室やトイレの改善など、組合の要求には素早く対応してくれています(他大学も見習ってほしいものです)。今回もロッカーの増設を期待しています。

労働者過半数代表選挙を春休み中に行なったことについて、非常勤が参加しにくいので、選挙日程をかえるように要求しました。今年はやむを得ない事情があったため、来年は春休み前に行うとの回答を得ました。

(文責・長澤)

関西大学で不開講手当で3ヵ月に引き上げ！！

関西大学では、これまで不開講になった場合、1ヵ月分を支給されることになっていました。組合は1ヵ月分では不開講が決定するまでの給与にすぎない、他の大手大学では3ヵ月が多く、3ヵ月分に引き上げるよう要求してきました。昨年12月1日におこなわれた関西大学との定期交渉で、不開講手当を引き上げる問題について、不開講になったコマがどれだけ

あって、もし不開講手当を3ヵ月分にするとう大学の負担がどのくらいになるか具体的に計算させ迫りました。その結果、3ヵ月分にしても大学側にとって大きな負担にならないことが明らかになりました。組合は年末までに文書で回答するよう要求した結果、12月23日に大学から3ヵ月分に引き上げるとの回答がありました。

(文責・江尻)

甲南大学、組合員差別の減ゴマを撤回せず！！

甲南大学のAさんは、昨年11月18日に言語文化センター長から次年度3コマから2コマに減ゴマするとの通告を受けました。Aさんは、

3年前にも減ゴマされ、組合が粘り強く交渉した結果、減ゴマが撤回され、組合と2年間は3コマにするとの協定を結びました。

今回の減ゴマ通告は、この組合との協定切れをねらったかのような通告でした。Aさんは、組合に相談し、組合は団体交渉を申し入れ、12月19日に第1回目の団体交渉がおこなわれました。大学側は、居丈高に今回の減ゴマは組合との協定切れによるものではない、11月初めの時間割編成会議で金曜の5限のコマは閉講することに決めた、Aさんは出講調査アンケートで金曜の3、4、5限しか希望がなかった、カリキュラム編成権は大学側が持っており、減ゴマはやむをえなかったと主張しました。組合側は、「出講調査アンケート」は9月に提出しており、その段階では金曜5限は開講予定であった、閉講とわかっているならば他の時間も希望していた、また閉講することを決めたのならその段階でAさんと連絡をとって、他の時間の都合を聞くなどして減ゴマを回避するための努力をすべきであったと追及しました。

組合は、Aさんに対する不当労働行為の疑いが強いとして1月23日に2回目の団体交渉をおこないました。大学側は不当労働行為であることを回避するために、言文センターでは3年前から月曜～金曜の5限目は基本的に補講に当てることを明確にしていた、5限目の閉講はAさんを狙い撃ちしたのではないと主張しました。組合は、そのような方針が3年も前から決まっていたならば「出講調査アンケート」の中に、それを書いておくべきではないか、それを書いていないのは大学側に瑕疵がある、また5限目が補講に当てる方針であったならば、その方針が決まった後も2年間Aさんに5限を担当させたのは、おかしいと追及しました。

2月14日に3回目の団体交渉がおこなわれ

ました。大学側は5限目の補講の方針について証拠として「補講のお願い」に書いてあると回答しましたが、この文書は休講している非常勤講師宛に送られているもので、休講していない非常勤講師には周知徹底していないことが逆に明らかになりました。また、組合が公表を求めた担当語学の非常勤講師が担当する総コマ数について大学は2011年度が128コマと2012年度が127コマであること、これは専任教員がセンター長を退任し1コマ増ゴマになったためと回答しました。また、次年度退職者が3名、新規採用1名、コマ増者2名、コマ減者4名であると回答しましたが、それぞれのコマ数の増減については回答しませんでした(後の2月24日に文書で回答)。組合は、結果的に見て2年前と同様に同じ専任教員1コマ増がAさんの1コマ減と結びついており組合員差別の不当労働行為と主張しました。

4回目の団体交渉は3月13日におこなわれ、組合はAさん以外の3名の減ゴマの理由について11年度に代講などで増えた分を元に戻ただけで実質減ゴマになっていないのではないかと追及し、大学側は次回の団交までに調査し回答すると答えました。また、次年度が迫っているので大学側に解決案を出すよう要求しました。5回目の団交は3月27日におこなわれ、大学側は、コマの増減のカリキュラムの編成権は大学にあるとして非を認めず、解決案も出ませんでした。組合は、コマ減になった非常勤講師で当該が納得せず大学側に強要されたのはAさんだけであり組合員差別として不当労働行為の救済申し立てを大阪府労働委員会におこなう予定です。(文責・江尻)

なんで有期雇用なん!?! the 3rd ～3年の壁をぶち壊す非 正規労働者の乱～に参加して

2月25日に京都精華大学で「なんで有期雇用なん!?! the 3rd」が開催されました。今回は嘱託教職員の3年雇い止め制度と闘う京都精華大学ユニオン SocoSoco の支援のための集会で、冒頭で龍谷大を不当解雇された嶋田ミカさんが、1年間限定ですが非正規労働者の雇い止め問題では画期的な現場復職を勝ち取ったことを報告され、更に、法人化前から勤務する阪大非常勤職員の2015年解雇予告問題と闘う関西単一労働組合阪大分会や、京大非常勤

職員の5年雇い止め問題のユニオン・エクスター一等の、大学非正規労働者の組合の現場からの報告がありました。関西圏大学非常勤講師組合は、阪大外国語学部非常勤講師の4年24%削減計画について報告しました。また今回は、模擬団交や有期雇用の法的規制に関する塩見弁護士の解説もあり、集会終了後は、叡山電鉄出町柳駅前から京大までのデモ行進に続いて交流会が開かれるという、盛りだくさんの内容でした。(文責 新屋敷)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所()		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任教も)		

組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費: 1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)